

福岡県公報

令和六年七月十二日
第五百十二号
増刊
①

目次

告示 (第四百三十九号)

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正

(港湾課) …………… 一

正誤

○へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則 (令和六年福岡県教育委員会規則第四号) 中正誤

…………… 二

○福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則 (令和六年福岡県教育委員会規則第三号) 中正誤

…………… 二

○福岡県立美術館の利用等に関する規則等の一部を改正する規則 (令和六年福岡県教育委員会規則第四号) 中正誤

…………… 二

告示

福岡県告示第四百三十九号

県が管理する港湾施設の概要 (昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号) の一部を次のように改正する。

令和六年七月十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

荇田港(1)水域施設の表泊地の部新松山13号泊地の項を次のように改める。

新松山13号泊地	新松山13号岸壁前面	-130 (暫定 -100)	261
----------	------------	----------------------	-----

同港(2)外郭施設の表防波堤の部南防波堤の項の次に次のように加える。

正誤

第2南防波堤 京都府荇田町地先

1059.87

6 ・ 4 ・ 30	6 ・ 3 ・ 29	6 ・ 2 ・ 27	発行年月日	
492 増刊①	483 増刊④	474 増刊①	番 公 号 報	
教育委員会規則	教育委員会規則	教育委員会規則	種 類	
4	3	4	番 同 号 上	
1	1	12	ペ ー ジ	
○		○	上	欄
	○		下	
前から 10	後ろから 4	前から 7	行	
			備考	
第五号	第四号	第三号	正	
第四号	第三号	第四号	誤	